

社長のためのお勉強

平成 29 年 10 月 1 日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

中小企業等経営強化法に基づく税制措置

取得した一定の設備（建物附属設備・機械装置・工具・器具備品・ソフトウェア）（注）について、経営力向上計画の認定を受けた場合には、固定資産税や法人税等の特例措置を受けることができます。

（注）設備は生産性向上や金額その他一定の要件を満たすものに限られます。
ソフトウェアについては法人税等の特例措置のみの適用です。

① 固定資産税の特例

取得した設備に係る**固定資産税（償却資産税）が3年間半分**になります。

（注）一部地域において対象業種に限定があります。（大阪府・京都府他）

全ての業種で適用可

貸付資産は適用可、中古資産は適用不可

② 中小企業経営強化税制

即時償却または税額控除が選択適用できます。

（注）資本金1億円以下の法人・個人事業主等が対象（大会社の子会社は対象外）

業種指定有り（娯楽業等は適用不可…ゴルフ場、パチンコ店等）

貸付資産・中古資産は適用不可

この特例措置を受けるには、「経営力向上計画」の策定をし、各事業分野の主務大臣に計画申請書を提出し認定を受ける必要があります。申請書に記載不備がなければ30日程度で認定書が交付されます。

また、上記の税制措置以外に、政策金融機関の低利融資等の金融支援を受けることができます。

郵送ではなく e-mail での配信を希望される方のご連絡ください